

菅直人総理大臣の答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年一月三十一日

参議院議長 西岡武夫殿

宇都隆史



菅直人総理大臣の答弁に関する質問主意書

平成二十三年一月二十七日、菅直人総理大臣は第七十七回国会における参議院本会議での中曽根弘文議員の質問に対して、「開かれた国益を追求する国を目指してまいりたい」と答弁した。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 そもそも「国益」とは何か。その定義を具体的かつ明確に示されたい。
- 二 政府が考える「我が国の国益」とは何か。もし、答えが複数にわたるなら、それらの優先順位を明示した上で、具体的かつ明確に示されたい。

- 三 以上を踏まえた上で「追求」すべき「開かれた国益」とは何か。政府の見解を具体的かつ明確に示されたい。

右質問する。

